

答 申 第 231 号

平成18年7月31日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年12月28日付け保指第829号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成17年10月30日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に
係る異議申立てに対する決定について

平成17年10月27日付け保指第648号

平成17年10月27日付け保指第649号

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年10月27日付け保指第648号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け保指第649号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」の決定を併せて「本件不開示決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件決定1については、保険指導課国保指導室も担当だが故意に同課介護保険室だけを担当にした。

イ 本件決定1及び本件決定2について

平成17年10月19日付けあき子ホットラインFAXで指摘したように、保険指導課は、「過去に適正と判断され国に報告しているので調査しない。」と違法を放置している。县市町村課では、市町村の予算・決算書について、県民に対し情報提供を行っている。鋸南町の一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計の予算・決算書が市町村課にあるのに、保険指導課の職員は確認しようとせず、問題の先送りをしている。

あき子ホットラインFAXは、知事から保険指導課へは遅くとも平成17年10月25日には届いており、故意に違法はないとして不存在としているだけである。違法がないとして国へ報告した「国民健康保険調整交付金(特別総合施設分)」に関する行政文書が対象であり、「不存在」は虚偽記載である。保険指導課の職員が、違法を十分承知できたのなら、本件決定2で不存在とした「Ⅲ. H16の会計検査院の調査で上記Ⅰ.の国の交付金の不正受給を騙し通せた経緯(方法)についての説明書類」と「Ⅳ. 上記Ⅰ.の国の交付金の不正受給に関与していた県健康福祉部部长、次長及び保険指導課の職員が誰かわかる書類」として「国民健康保険調整交付金(特別総合施設分)」に関する行政文書が対象であり、不存在ではない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 開示請求書には「保指分」の記載があったので、保険指導課が取得又は作成し保管している行政文書に限られるとして、鋸南町が事業者である通所介護事業が適法

に行われていることを保険指導課として認定した行政文書を請求していると判断し、鋸南町が事業主体である通所介護事業に係る実地指導又は監査等の結果について記した行政文書を調査した。

しかし、同事業に関しては、これまで実地指導及び監査等を実施した事実がなく該当する文書は不存在であったので本件決定1を行った。

なお、念のため、これ以外にも該当する文書について調査したが対象となる文書は不存在であった。

イ 異議申立人は、国民健康保険調整交付金（特別総合施設分）に関する行政文書が対象であるとしている。

しかし、これらの文書は、平成17年7月6日付け保指第353号、平成17年10月17日付け保指第619号の3及び平成17年10月19日付け保指第629号により異議申立人に対して開示決定を行い、開示も実施済みであるが、その際、開示の対象とした行政文書には、鋸南町の通所介護事業が適法に行われていることを認定した旨の記述はなく、異議申立人の主張はあたらない。

(2) 本件決定2について

ア 開示請求書には、「調整交付金（特別総合保健施設分）の不正受給及び介護保険の介護報酬の不正受給を証明する書類」とあったので、鋸南町及び東庄町の調整交付金（特別総合保健施設分）並びに鋸南町の介護保険の介護報酬に関して、不正受給の存在を県が認定したことに関する行政文書の有無について調査した。

イ その結果、鋸南町及び東庄町の調整交付金（特別総合保健施設分）に関する不正受給並びに鋸南町の介護保険の介護報酬に関する不正受給の存在を県は認定しておらず、よって、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

ウ 異議申立人は、「Ⅲ. H16の会計検査院の調査で上記I.の国の交付金の不正受給を騙し通せた経緯（方法）についての説明書類」及び「Ⅳ. 上記I.の国の交付金の不正受給に関与していた県健康福祉部部長、次長及び保険指導課の職員が誰かわかる書類」として調整交付金（特別総合保健施設分）に関する行政文書が該当する行政文書であるとしている。

しかし、調整交付金（特別総合保健施設分）に関する行政文書は、異議申立人に対して上記(1)イのとおり開示を行ったが、これらの行政文書には、国の交付金の不正受給に関する記述はなく、異議申立人の主張はあたらない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう

(1) 本件開示請求及び本件不開示決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年9月26日付けで「鋸南町が事業者の介護保険法の通所介護事業が適法に行われていることがわかる書類（人員、会計処理、

国からの交付金、補助金他)」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）及び平成17年9月23日付けで「県保険指導課の職員が厚生労働省国民健康保険課へ行く際に以下の書類を持参しなくてよい根拠についてわかる書類」として、「Ⅰ. 国民健康保険調整交付金(特別総合保健施設分)の不正受給を証明する書類、1. H12～H16の介護保険特別会計決算書、2. H17の介護保険特別会計予算書、3. H12～H16の国保会計決算書、4. H17の国保会計予算書、5. 国保条例8条、10条と実施状況、6. H12～H16の一般会計決算書のうち通所介護事業の部分、7. H12～H16の決算統計、Ⅱ. 介護保険の介護報酬の不正受給を証明する書類、1. 通所介護事業の運営規定、2. H12～H16の決算統計のうち通所介護事業の収支、Ⅲ. H16の会計検査院の調査で上記Ⅰ. の国の交付金の不正受給を騙し通せた経緯（方法）についての説明書類、Ⅳ. 上記Ⅰ. の国の交付金の不正受給に関与していた県健康福祉部部長、次長及び保険指導課の職員が誰かわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、行政文書開示請求書に「保指分」と表記されていることから、保険指導課が保有する行政文書を対象とした請求であり、本件請求1については、鋸南町が事業者である通所介護事業が適法に行われていることを保険指導課として認定した行政文書を、本件請求2については、「国民健康保険調整交付金（特別総合保健施設分）の不正受給及び介護保険の介護報酬の不正受給を証明する書類」とあったので、鋸南町及び東庄町の調整交付金と鋸南町の介護保険の介護報酬に関して、不正受給の存在を県が認定したことに関する行政文書を求める趣旨であると解釈し、本件開示請求に係る行政文書を調査したが、該当する行政文書を保有していなかったため、本件請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

(2) 本件開示請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

ア 本件決定1について

本件請求1の内容は、上記(1)のとおりであり、保険指導課が保有する行政文書を対象とした請求で、請求の趣旨は、鋸南町が事業者である通所介護事業が適法に行われていると確認した行政文書を求めるものであると認められる。

行政事務の執行にあたっては、関係法令等の定めるところに従い適正に行われるのは当然のことであり、また、介護保険法の施行に関する事務を所管する実施機関は、鋸南町の通所介護事業に関し、これまで実地指導及び監査等を実施した事実はなく、鋸南町の通所介護事業が適法に行われていることを認定した旨の記述はないと説明していることから、同課が保有する行政文書中に、本件請求1に係る行政文書は存在しないと説明する実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求1に係る行政文書は存在しないと判断する。

イ 本件決定2について

本件請求2の内容は、上記(1)のとおりであり、鋸南町及び東庄町の国民健康保険調整交付金に関する不正受給並びに鋸南町の介護報酬に関する不正受給を前提とした行政文書の開示を求めているものと認められる。

実施機関は、鋸南町及び東庄町の調整交付金（特別総合保険施設分）に関する不正受給並びに鋸南町の介護保険の介護報酬に関して不正受給の存在を認定していないと説明しており、したがって、県保険指導課の職員が厚生労働省国民健康保険課へ行く際に、国民健康保険調整交付金、介護保険の介護報酬の不正受給を証明する書類等を持参しなくてよい根拠についてわかる書類の開示を求めるという異議申立人の請求の趣旨を満たす文書も存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求2に係る行政文書は存在しないと判断する。

ウ 異議申立人の主張

異議申立人は、保険指導課では違法を放置している等種々主張するが、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会では判断しない。

なお、当審査会では本件開示請求の趣旨を満たす文書について、改めて実施機関に確認したが、行政文書の存在を認めることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件不開示決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 28	諮問書の受理
18. 2. 14	実施機関の理由説明書の受理
18. 5. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年5月30日現在)